

随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和6年6月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者の名称及び住所	契約金額	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
1	令和6年度農集常和处理区9-1号線ほかマンホール修繕	令和6年6月25日	(株)森屋建設 望月315-7	3,685,000円	長野県が発注する現に施工中の工事と交錯する箇所での修繕であり、当該施工中の者に施工させることにより、工期の短縮、経費の削減に加え、修繕の安全・円滑・かつ適切な施工を確保する上で有利と認められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	下水道課
2	令和6年度市内工業団地等草刈・樹木選定業務	令和6年6月13日	(公社)佐久シルバー人材センター 取出町183	2,642,894円	本業務は、市内工業団地等市管理地の清掃、草刈等の業務であり、臨時的かつ短期的な又は、軽易な業務であることから、当該業務に係る就業の機会を確保し、その就業を支援して高齢者の福祉の増進に資するというシルバー人材センター等の設立目的(高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項)に該当し、市として同法の目的に基づき支援していく必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	商工振興課
3	令和6年度地域複業創出事業委託業務	令和6年6月24日	(株)MoSAKU 岩村田1545-1-107	3,982,000円	本業務は、令和3年度からの事業により増加した複業人材を求める声が支援機関(SOIC等)を通じて高まっていることを受け、移住者等が持つ企業や地域の課題解決を図るためのスキル・視点を幅広く活用できるよう複業人材バンクを構築し、複業人材と地域・企業が効率的かつピンポイントにマッチングできるよう支援する。また一部これまでの事業である複業人材における地域・企業の課題解決や、イベント・研修を通じた移住者の起業支援等も継続実施する。今年度、複業創出業務をより発展させるには、これまで培ってきたノウハウやプレイヤー(ワークテラス佐久の会員等)との関係性が不可欠であり、その性質や目的から1社を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	商工振興課
4	令和6年度わがまち佐久・市民講座開催業務	令和6年6月3日	わがまち・佐久市民講座運営実行委員会 中込3056	600,000円	市民が自信をもって佐久市を紹介でき、全国に誇れるまちづくりをする契機とすることを目的として講座を開設するものであるため、活気あるまちづくりに向け、各分野で活動を行っている各種団体の代表者で組織され、かつ本業務を確実に履行した実績のある「わがまち佐久・市民講座運営実行委員会」を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	生涯学習課

随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和6年6月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者の名称及び住所	契約金額	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
5	令和6年度佐久市民総合文化祭開催業務	令和6年6月4日	佐久市民総合文化祭運営委員会 猿久保165-1	700,000円	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	生涯学習課
6	令和6年度佐久市天体観測施設ドーム保守点検	令和6年6月7日	アストロ光学工業(株) 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目26-1-2	696,300円	当施設のアイリッド型ドーム及びスライディングルーフは、アストロ光学工業株式会社が製造したものを導入し、建設当時から使用している。この機器は、アストロ光学工業(株)が独自に開発した開閉機構が備わっていることから、他の業者では確実な点検業務が実施できないため、当該業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	文化振興課
7	令和6年度佐久市天体観測施設天体望遠鏡保守点検	令和6年6月7日	三鷹光器工業(株) 東京都三鷹市野崎1丁目18番8号	649,000円	当施設の望遠鏡は、三鷹光器(株)が製造した機器を導入し建設当時から使用している。この望遠鏡は、三鷹光器株式会社が独自に技術開発したものであることから、他の業者では確実な点検業務が実施できないため、当該業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	文化振興課
8	令和6年度渋沢栄一関連事業委託業務	令和6年6月6日	佐久市観光協会 中込3056	750,000円	佐久市観光協会は令和3年度から当該事業を受託してきた実績とノウハウの蓄積がある。 また、当該事業を発展的に実施するために欠かすことのできない深谷市との信頼関係を構築し、商工会議所や市民団体など活発に活動されている団体と円滑に連携を図れるのは佐久市観光協会以外にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	観光課